

## 保険証は大事に使いましょう

被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。大事に使いましょう。

もし、保険証を破損、紛失してしまったときは再交付の届出が必要です。

### ●保険証の再交付について

再交付とは、被保険者証を破ったり、汚したり、無くしたとき、世帯主から再交付の申請を受け、交付することです。

窓口に来た方の本人確認を免許証等で行っています。窓口に来た方が家族以外の人の場合、または本人確認できない場合は、担当課より世帯主に郵送します。

再交付後、紛失した保険証が見つかった場合は、紛失した保険証を返却していただき、再交付した保険証を大事に使用してもらうことになります。(紛失した場合は後日トラブルにつながることもありますので警察に届けてください。)

○再交付申請は、役場各庁舎の総合サービス課の窓口でできます。

○必要なものは、本人確認できるものと印かんです。



役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-4903(内線2144)

## 介護保険事務所からのお知らせ



介護保険事務所 保険管理班 ☎0187-86-3911  
各介護保険施設

### 「食費・居住費の負担について」

10月から施設サービス(短期入所含む)は、介護保険サービスの1割負担のほかに食費と居住費(部屋代)が自己負担になります。負担する額は利用する施設ごとに異なります。詳しくは各施設にご確認ください。

(ひと月あたり)

#### ○住民税課税世帯の方の食費・居住費の目安

(現在の介護保険料が第3・4・5段階の方)

食費	居住費		
	ユニット型 個室	個室	多床室 (相部屋)
4万2千円	6万円	特養 3万5千円 老健 5万円	1万円

#### ○生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税の方は負担が軽減されます。

(現在の介護保険料が第1・2段階の方)

(ひと月あたり)

負担軽減の対象となる方	負担限度額(自己負担分)			
	食費	居住費		
		ユニット型 個室	個室	多床室 (相部屋)
・住民税非課税世帯で[合計所得金額+課税年金収入額]の合計が80万円を超え266万円以下の方	2万円	5万円	特養 2万5千円 老健 4万円	1万円
・住民税非課税世帯で[合計所得金額+課税年金収入額]の合計が80万円以下の方	1万2千円	2万5千円	特養 1万3千円 老健 1万5千円	1万円
・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受けている方	1万円	2万5千円	特養 1万円 老健 1万5千円	0円

※実際の負担額は日額で決められます。

※特養…特別養護老人ホーム・短期入所生活介護 / 老健…介護老人保健施設・短期入所療養介護

▽負担の軽減には申請が必要です。申請についてはご利用の施設または介護保険事務所にご相談ください。

## 保険料納付の納め忘れはありませんか？

保険料の納付は、将来年金の給付を受けるためにもたいへん重要です。  
納め忘れてから2年を過ぎると納付できなくなってしまいます。老後や万一の場合にも給付を受けられないことのないよう、忘れずに納付しましょう。

### 保険料納付のご案内をしています。

大曲社会保険事務所では、納め忘れのある方に対して、電話や戸別訪問による納付のご案内をしています。ご案内は大曲社会保険事務所職員や国民年金推進員が行っており、夜間や休日に行う場合もあります。（訪問の際には必ず身分証明書を提示しています。）  
皆さん一人ひとりの年金受給権を守るための活動ですので、ご理解とご協力をお願いします。

※国民年金推進員は、社会保険事務所に勤務する非常勤の国家公務員です。  
保険料の徴収のほか、納付に関する相談も受け付けていますのでお気軽にご相談ください。

### ◎10月は、後期前納の時期(17年10月～18年3月)です。

通常の納付よりも  
 $81,480円(@13,580円 \times 6ヵ月) - 80,820円(前納額) = 660円$   
 の割引になります。

納付期限は10月31日です。ぜひご検討ください。

問い合わせ 大曲社会保険事務所 ☎63-2295  
 役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎84-4903(内線2146)

## 「金婚をお祝いする会」を開きます

町では、今年めでたく金婚をお迎えになるご夫婦を対象に「金婚をお祝いする会」を次のとおり開きます。  
なお、対象は昭和30年に婚姻届をされたご夫婦となりますので、該当されるご夫婦は10月7日(金)まで役場各庁舎の総合サービス課までお申し出ください。

日時 ●10月25日(火) 午前11時～  
 会場 ●ふれあいセンター(千畑南小学校そば)  
 対象 ●昭和30年に婚姻届をされたご夫婦

※仙南地区の方については昨年度、昭和30年に婚姻届をされた方々を対象に実施しているため、今年度は昨年度ご出席できなかったご夫婦のみ対象となります。

## 身体障害者巡回相談のお知らせ

聴覚に障害をお持ちの方を対象とした巡回相談が次のとおり開かれます。

障害区分 ●聴 覚  
 期 日 ●10月27日(木)  
 受付・診察時間 ●午前9時30分～正午  
 会 場 ●大曲仙北広域交流センター ☎0187-63-1105  
 対象地区 ●大仙市、仙北郡  
 内 容 ●補装具の修理・交付を要する場合、または手帳の診断・相談について直接医師や業者が修理、相談に応じてくれます。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 高齢・障害福祉班 ☎84-4907(内線2166)